

石垣市立八重山博物館入館料徴収条例

昭和48年12月27日

条例第77号

改正 昭和58年3月31日条例第14号

平成元年6月28日条例第16号

(題名改称)

平成15年3月24日条例第10号

平成29年3月17日条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、博物館法(昭和26年法律第285号)第23条に基づき、石垣市立八重山博物館(以下「博物館」という。)の入館料徴収について必要な事項を定めるものとする。

(平元条例16・一部改正)

(入館料の納付)

第2条 博物館の入館料は別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別に展覧会等の入館料についてはそのつど別に定める。

(平元条例16・一部改正)

(入館券の交付)

第3条 博物館の展示品を観覧しようとする者が所定の入館料を納付した場合は、入館券を交付するものとする。

(入館料の返還)

第4条 納付された入館料は還付しない。ただし、市長が災害その他特別な事情により還付することが適当と認めたときはこの限りでない。

(平元条例16・旧第5条繰上・一部改正)

(入館料の免除)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、入館料を免除することができる。

- (1) 地域住民の学校教育又は社会教育の一環として常設展示を観覧する場合
- (2) 博物館資料による展示会、講座等により観覧する場合
- (3) 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等(以下「手帳」という。)の交付を受けている者及びその付添人が常設展示を観覧する場合
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者が常設展示を観覧する場合

(5) その他免除することが適当であると認められる場合

2 前項第1号及び第5号の規定により入館料の免除を受けようとする者は、事前に館長の承認を受けなければならない。

3 第1項第3号及び第4号の規定により入館料の免除を受けようとする者は、手帳又はそれを証する書面を提示しなければならない。

(平29条例9・全改)

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に規則で定める。

(平元条例16・旧第7条繰上)

附 則

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則(昭和58年条例第14号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成元年条例第16号)

この条例は、平成元年7月1日から施行する。

附 則(平成15年条例第10号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第9号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表

(平15条例10・全改)

入館料

区分	入館料
一般	200円
生徒 学生	100円
団体(20人以上)	上記入館料の2割引